

台風第19号により被害を受けた方へ**災害見舞金等受付窓口を設置しています**

- ▶ **時間** = (平日) 午前8時30分～午後5時15分、(土曜、日曜) 午前9時～午後4時
- ▶ **会場** = ・ 12月27日(金)まで…市役所1階 市民活動スペース(災害見舞金等受付会場)
 - ※12月28日(土)～1月5日(日)は受付を行いません
 - ・ 1月6日(月)以降…市役所2階 社会福祉課 ※1月6日(月)以降の受付は平日のみ行います
- **問合せ** = 災害見舞金等窓口専用ダイヤル ☎(86)9512 ※12月27日(金)まで
- ▶ **受付内容** = ①災害見舞金、②被災家財等購入等補助金、③被災者生活再建支援金
 - ※内容は以下のとおりです。市ホームページもご確認ください

①災害見舞金について【被災した世帯へ見舞金を支給します】

- ▶ **対象** = ①市内に居住する被災世帯の世帯主(被災時に本市の住民基本台帳に登録されており、被災住宅に居住していた方)
 - ※当該住家に2以上の世帯が居住し生計をともにしている場合には、そのいずれかの世帯主とします
 - ※生活の本拠でない空き家、物置、車庫等は対象になりません
- ②事務所又は事業所が被災した事業主
 - ※納屋、物置等簡易な建物は対象になりません
- ▶ **見舞金の額** ※申請から見舞金支給までは数カ月かかります

区分	金額
床上浸水	10万円
床下浸水	1万円

※見舞金の支給額は、被災した棟数にかかわらず、床上浸水の場合は10万円、床下浸水の場合は1万円となります

- ▶ **持ち物** = ・ 支給申請書(すでに「り災証明書」を申請された方で、住家の床下浸水以上の被災をされた方には郵送します。また、ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます)
 - ・ 窓口に来た方の身分証明書(運転免許証、保険証等)
 - ・ 振込口座の通帳(世帯主、事業主等においては代表者等)
 - ・ 印鑑(世帯主、事業者等においては代表者等)
 - ・ り災証明書の原本又はその写し
 - ・ 事業者の場合は事業を営んでいることがわかる書類(税務申告書等の写し)

②被災家財等購入等補助金について【被災した家財等の購入(修繕)費用の一部を補助します】

- ▶ **対象** = ①市内に居住する被災世帯の世帯主(被災時に本市の住民基本台帳に登録されている方)
 - ※当該住家に2以上の世帯が居住し生計をともにしている場合には、そのいずれかの世帯主とします
 - ※家財および家電の購入(又は修繕)に対する補助金の交付については、居住していた住宅が床上浸水の被害を受けた世帯に限ります
- ▶ **補助額** ※申請から交付までは数カ月かかります

対象	補助額	申請上限
家財・家電の購入(又は修繕)	購入(又は修繕)金額の20%で、上限額は1世帯につき10万円	1回限り
自動車の購入(又は修繕)	購入(又は修繕)金額の20%で、上限額は1世帯につき20万円(自動車1台につき上限額10万円)※事業用自動車は対象外です	2回まで

※購入(又は修繕)額から保険等で補填された金額は差し引きます

※家財、家電、自動車ともに原則、令和2年2月29日までに購入したものが対象になります

- ▶ **持ち物** = ・ 交付申請書(ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます)
 - ・ 窓口に来た方の身分証明書(運転免許証、保険証等)
 - ・ 振込口座の通帳(世帯主)
 - ・ 印鑑(世帯主)
 - ・ 購入(又は修繕)に要した費用を証明する書類(領収書等)
 - ・ り災証明書の原本又はその写し(家財は床上浸水のり災証明、自動車は自動車のり災証明の原本又はその写しが必要です)
 - ・ 購入等自動車の車検証(自動車に関する申請の場合)



③被災者生活再建支援金について 【被災世帯への生活再建支援金の申請受付をします】

- ▶対象＝①全壊世帯（住宅が全壊した世帯）※被害区分が「全壊」であるり災証明書が必要です
 ②解体世帯（住宅が半壊か大規模半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯）※被害区分が「半壊」または「大規模半壊」であるり災証明および解体確認依頼書等が必要です
 ③大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯）
 ※被害区分が「大規模半壊」であるり災証明書が必要です

▶支援金額 ※支援金申請から支給までは数カ月かかります
 支給額は下記の「基礎支援金」および「加算支援金」の合計額となります。

- 1 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金です）
- 2 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金です）

【支給額一覧表】

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
		1	2		
複数世帯(世帯の 構成員が複数)	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単数世帯(世帯の 構成員が単数)	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37万5千円	112万5千円
	大規模半壊世帯	37万5千円	建設・購入	150万円	187万5千円
			補修	75万円	112万5千円
			賃借	37万5千円	75万円

※大規模半壊世帯がやむを得ず住宅を解体した場合は、全壊と同じ支援内容になります

※加算支援金の「賃借」について、公営住宅は対象外になります

- ▶持ち物＝・申請書（ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます）
 ・窓口に来た方の身分証明書（運転免許証、保険証等）
 ・振込口座の通帳（世帯主）
 ・り災証明書の原本
 ・住民票の原本（被災時に世帯が居住していたことが証明でき、世帯全員・続柄入りのもの）

【住宅を解体された世帯の場合】 滅失登記簿謄本又は解体確認依頼書※解体理由が敷地被害による場合は、敷地被害が確認できる書類（被害状況の写真等）も必要になります

【加算支援金を申請する場合】 契約書の写し（住宅の建設、購入、補修、賃借がわかるもの）

◆契約書に最低限必要な記載内容◆	
<p>【建設・購入、補修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 注文者、請負者双方の記名押印 ・ 工事施工場所 ・ 契約金額 ・ 工期 ・ 工事内容 	<p>【賃貸(公営住宅を除く)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 賃貸人、賃借人双方の記名押印 ・ 賃貸場所 ・ 賃料（無償は対象外） ・ 賃貸契約期間 ・ 契約内容（居住目的であること）

■問合せ＝災害見舞金等窓口専用ダイヤル ☎(86)9512 ※12月27日(金)まで
 社会福祉課 ☎(20)3020 ※1月6日(月)以降